

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成21年2月5日(2009.2.5)

【公表番号】特表2001-527196(P2001-527196A)

【公表日】平成13年12月25日(2001.12.25)

【出願番号】特願2000-525701(P2000-525701)

【国際特許分類】

F 16 H 61/30 (2006.01)

F 16 H 63/30 (2006.01)

【F I】

F 16 H 61/30

F 16 H 63/30

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年12月12日(2008.12.12)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カウンター軸を有する形式の多段変速機(102)用の補力ギアシフタ(118)であつて、

1つのピストン(2)を内設したシフトシリンダ(1)と、
ピストンを(2)移動させるためにシフトシリンダ(1)に供給される流体を制御する複数の弁(4、5、6、7)と、

ピストン(2)に直接結合され、トルク伝達を形成するために各段で変速機の部品を連結するシフト部材(2A)と、

シフトシリンダ(1)に結合されるとともにピストン(2)を支持する1つのピストン棒(9)とを備え、

ピストン棒(9)は、当該ピストン棒(9)の軸線方向にシフトシリンダ(1)およびピストン(2)を貫通して延び、かつ、ピストン(2)が当該ピストン棒(9)上を軸線方向の両方向に移動可能となるようにピストン(2)を支持していることを特徴とするギアシフタ。

【請求項2】

複数個の段のために複数個のギヤシフタ(118、120、122)が設けられ、各段に1個のギヤシフタ(118)が配属されていることを特徴とする、請求項1に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項3】

複数個のギヤシフタ(118、120、122)が1列に配列されていることを特徴とする、請求項2に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項4】

複数個のギヤシフタ(118、120、122)のピストン(2)が共通のピストン棒(9)に配設されていることを特徴とする、請求項2または3に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項5】

変速機(102)と連結し得る別個の部品(116)に複数個のギヤシフタが設けられていることを特徴とする、請求項2から4のうちのいずれか一項に記載のギヤシフタ(118)。

18)。

【請求項6】

部品(116)の機能を変速機(102)から独立に調整しつつ試験することができることを特徴とする、請求項5に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項7】

弁(4、5、6、7)が、パルス電流により動作する二二方弁であることを特徴とする、請求項1に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項8】

弁(4、5、6、7)に弁の定格電圧の数倍に相当する電圧が働くことを特徴とする、請求項7に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項9】

トルク伝達結合を形成するときは、結合の切断の場合より高い周波数が弁(4、5、6、7)に作用することを特徴とする、請求項7または8に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項10】

シフトシリンダ(1)に対するピストン(2)の現在位置を検出する位置測定装置(3)が設けられていることを特徴とする、請求項1に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項11】

位置測定装置(3)がシフトシリンダ(1)の内部に配設されていることを特徴とする、請求項10に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項12】

位置測定装置(3)がシフトシリンダ(1)の外部に設けられていることを特徴とする、請求項10に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項13】

シフトシリンダ(1)の縁端部へのピストン(2)の衝接を緩衝するストップが設けられていることを特徴とする、請求項1から12のうちのいずれか一項に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項14】

ストップがシフトシリンダ(1)の内部に設けられていることを特徴とする、請求項13に記載のギヤシフタ(118)。

【請求項15】

ストップがシフトシリンダ(1)の外部に配設されていることを特徴とする、請求項13に記載のギヤシフタ(118)。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

本発明は、弁と、流体により運動させられるピストンを内設したシフトシリンダと、トルク伝達を形成するために各段で変速機の部品を連結するシフト部材とを有する、カウンター軸を有する形式の多段変速機のための補力ギヤシフタに関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

コンパクトなユニットに構成することにより、好ましくはシフトフォーク又はシフトロッドからなるシフト部材とシフトシリンダ及びシフトピストンとの間の結合部材を廃止することができる。前述のようにこのような結合部材はおおむね鋼製のシフトロッドであり

、変速機の全重量に大いに関与する。シフトを起動する命令とシフト部材の運動の間の応答時間は、運動させられる重いシフトロッドの廃止により著しく短縮される。こうして有利な実施態様では起動する弁としてパルス操作式（パルス電流により動作する形式のものを意味する）二二方弁を使用することができる。それによって歯車をトルク伝達結合に接続するときに、シフト力とシフト時間を適合させることが可能である。適合とは、とりわけトルク伝達結合に接続するときに切断のときより高い周波数が弁に作用することである。